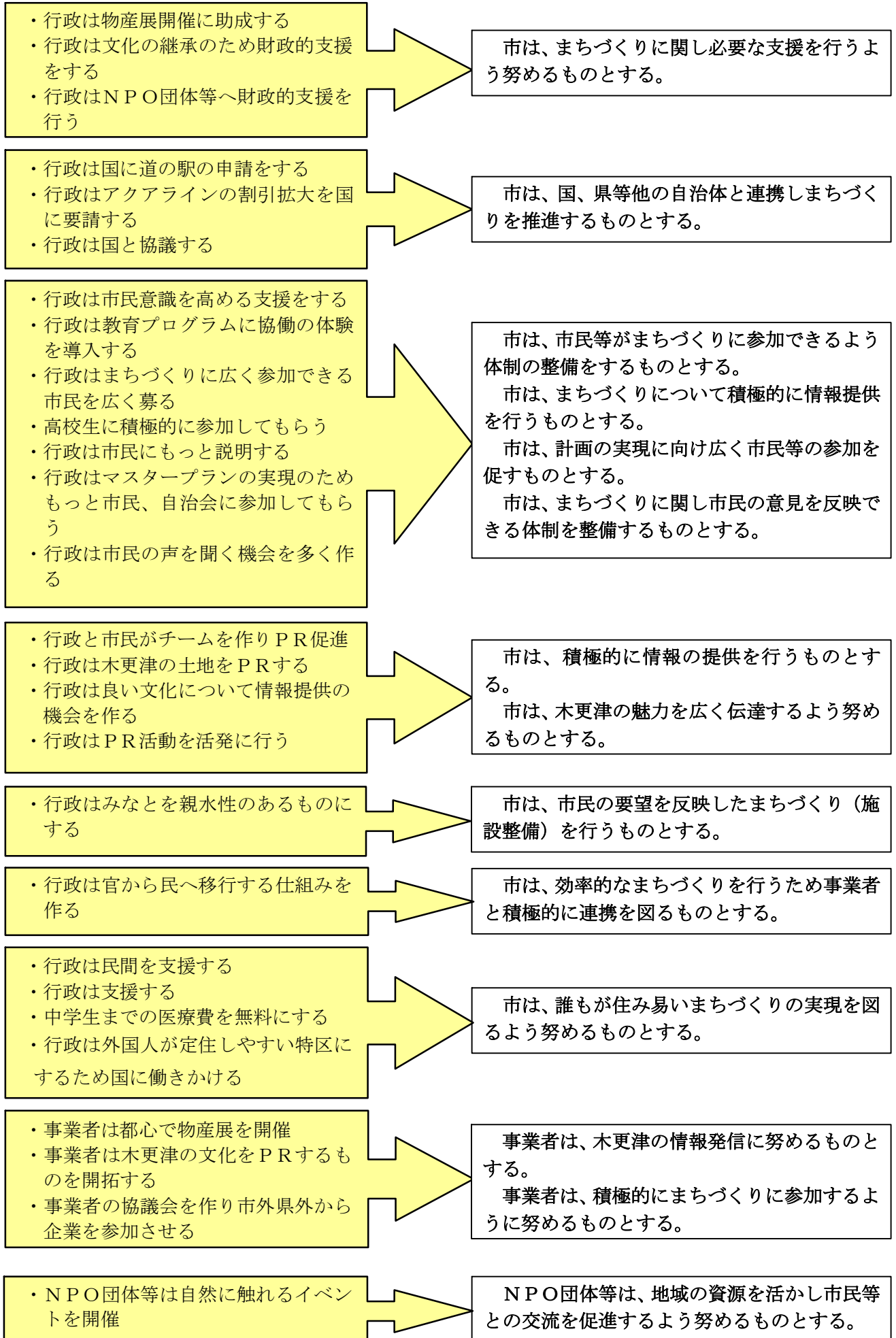
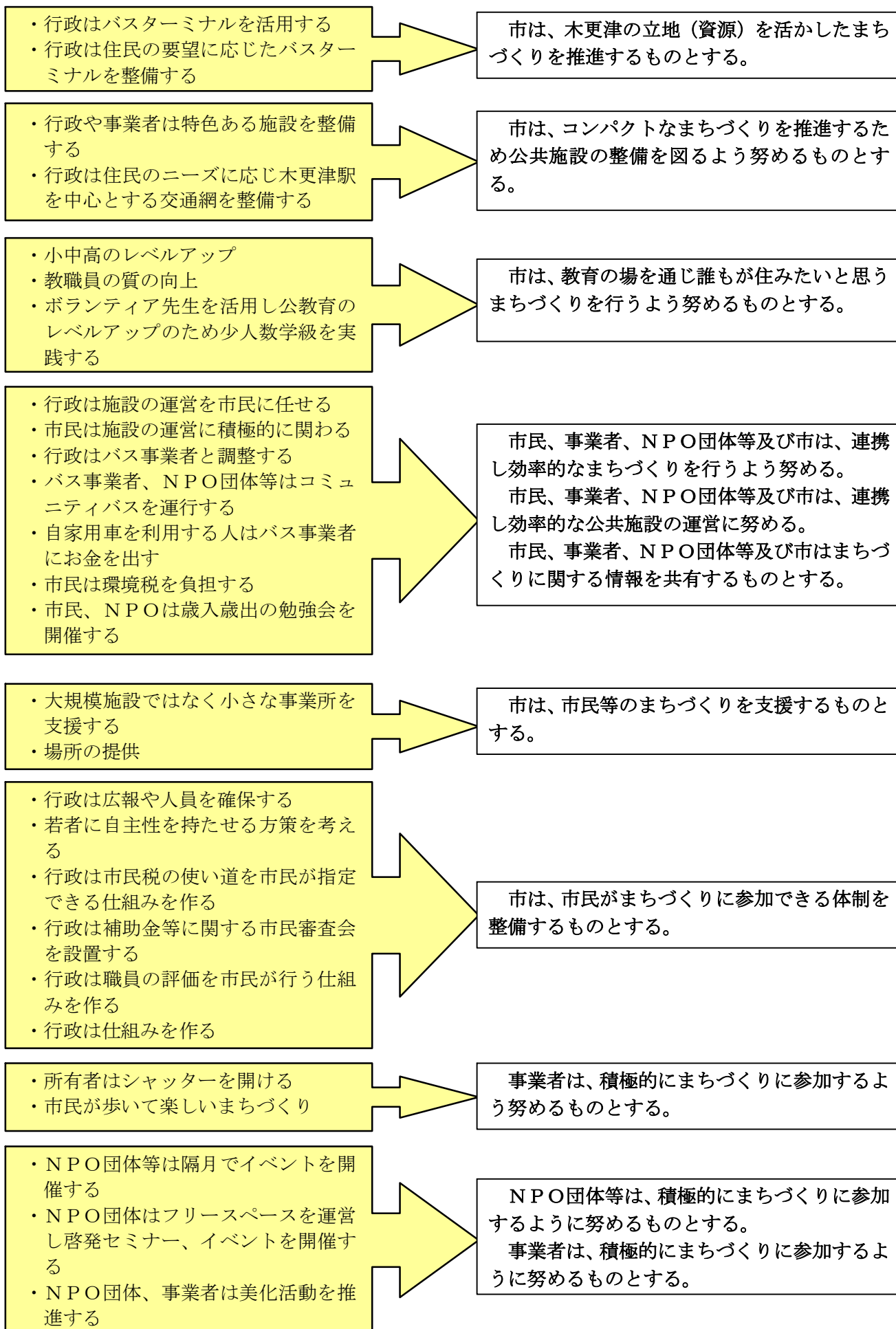
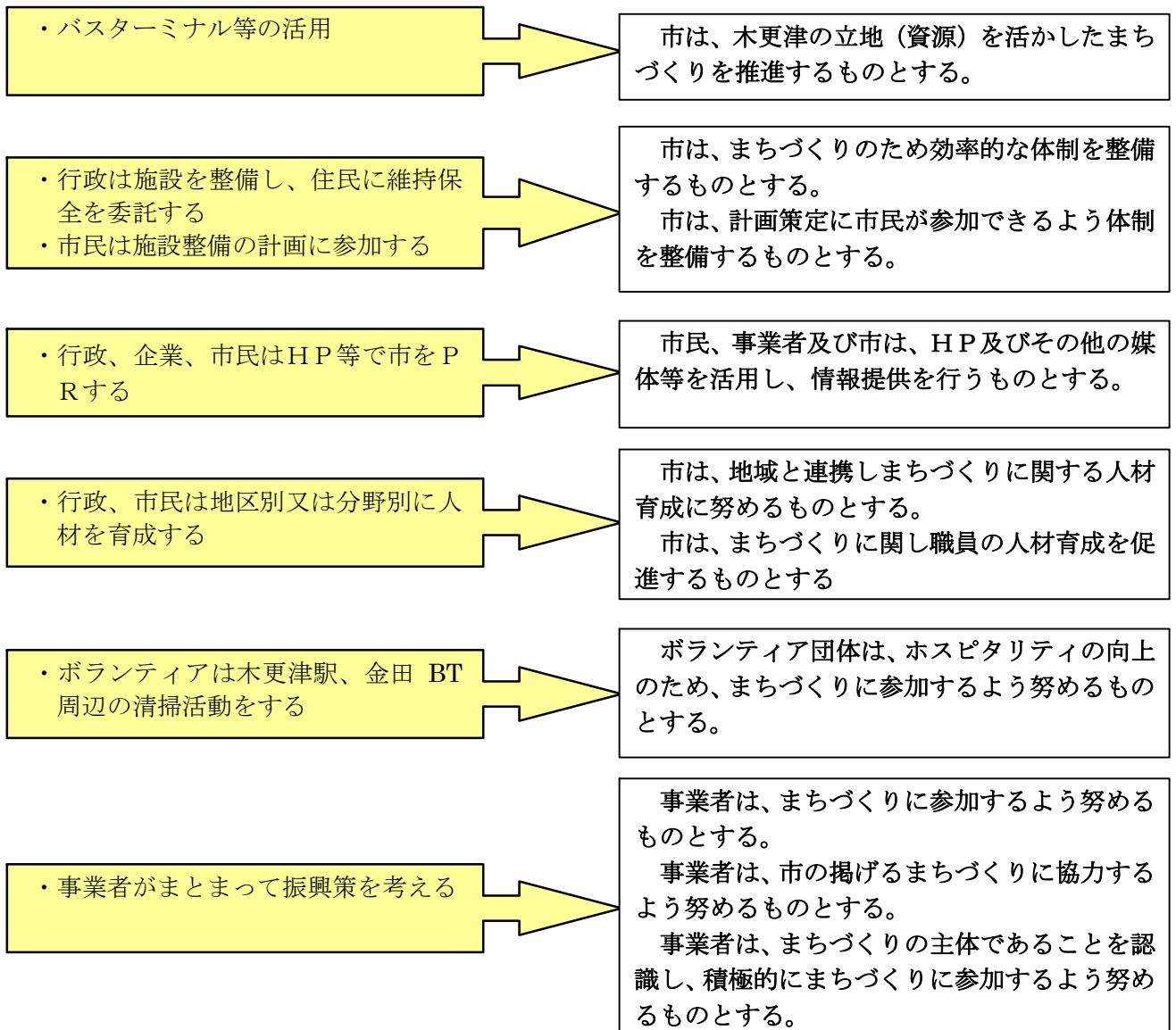
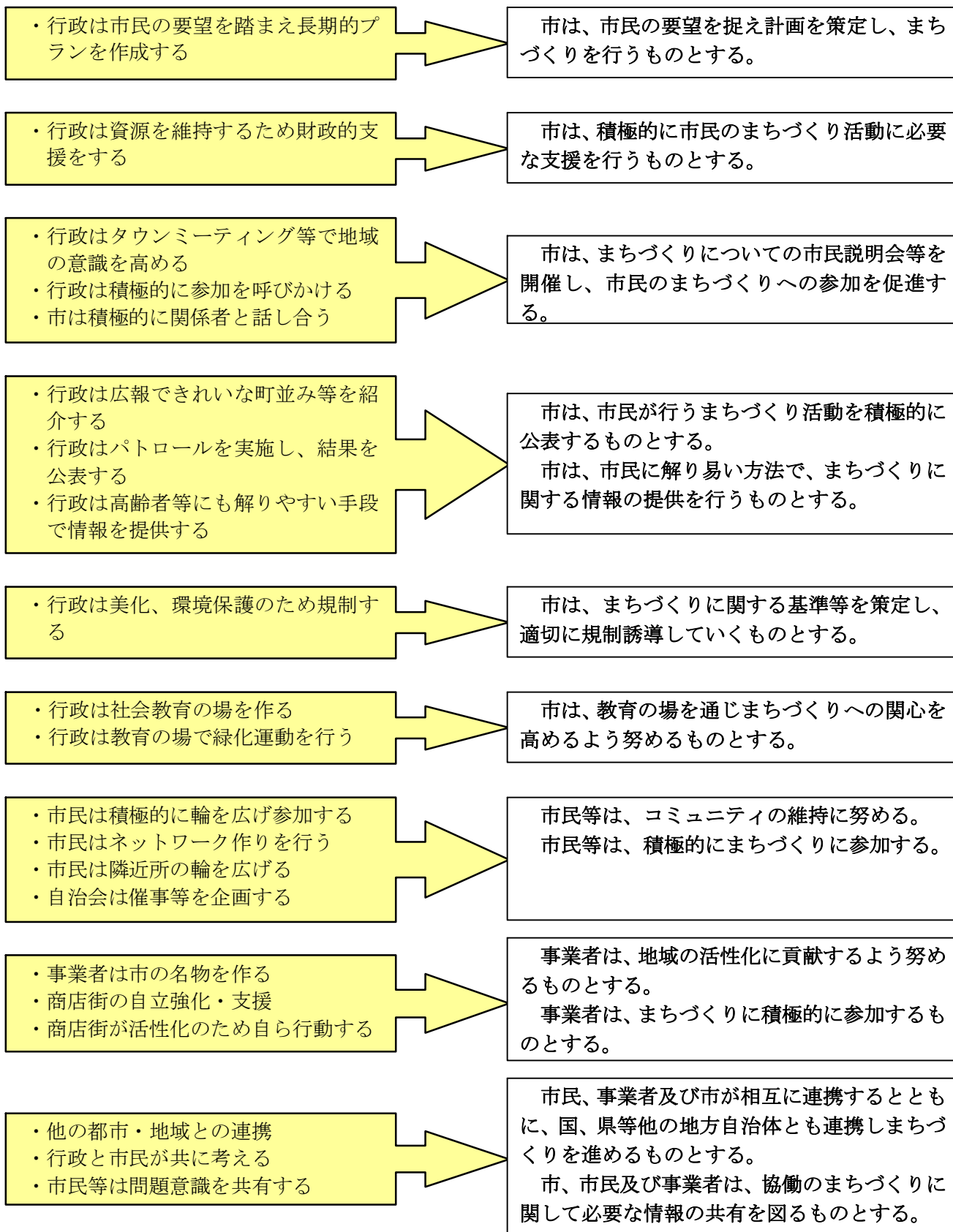


まちづくりの主体のそれぞれの役割（ワークショップ意見）









## 1 まちの将来像

温暖な気候、恵まれた自然環境、都心への交通利便性を活かし、安心、安全で快適に暮らせるまち

少子高齢化が進展するなか、利便性のあるコンパクトなまち

ホスピタリティのあるまち

コンパクトなまち

安心、安全なまち

アクアラインによる利便性を活用した活力あるまち

自然環境を守る

きれいな港

大都市との教育、文化の交流

港町

若者が生き生きとしているまち

子供や高齢者にやさしいまち

豊かな自然環境でのんびり暮らせるまち

教育

地元を大切に、木更津を誇りと思えるようなまち

自然、歴史、文化の香り高いまち

市民参加による豊かな、やさしいまち

## 2 用語について

### 協働

協働とは、それぞれが自己の果たすべき役割と責任を自覚し、他者の存在意義と特性を認めた上で、相互の信頼関係に基づき自立した対等の立場で協力し合うことをいう。

### 市民

市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。

### 事業者

市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。

### NPO等

営利を目的とせず、継続的、自発的に社会貢献活動を行う民間団体をいう。

### コミュニティ

コミュニティとは、自主性と責任を自覚した市民で構成される、地域社会の多様な集団及び組織をいう。

### 参画

参画とは、まちづくりに関して、市が実施する施策若しくは事業計画等の策定、実施等の各段階に市民がまちづくりの主体として参加することをいう。

### 地域資源

地域資源とは、地域における自然、歴史、文化、農林水産品、鉱工業品、技術及び人材等で地域の活性化につながるものをいう。

### 3 まちづくりの主体（市民・事業者・NPO団体等・市）のそれぞれの役割

#### (1) 市の役割

市は、まちづくりに関し必要な支援を行うよう努めるものとする。

市は、市民等がまちづくりに参加できるよう体制の整備をするものとする。

市は、計画の実現に向け広く市民等の参加を促すものとする。

市は、まちづくりに関し市民の意見を反映できる体制を整備するものとする。

市は、まちづくりについての市民説明会等を開催し、市民のまちづくりへの参加を促進するよう努めるものとする。

市は、市民の要望を捉え計画を策定し、まちづくりを行うものとする。

市は、市民の要望を反映したまちづくりを行うものとする。

市は、効率的なまちづくりを行うため事業者と積極的に連携を図るものとする。

市は、誰もが住み易いまちづくりの実現を図るよう努めるものとする。

市は、木更津の資源を活かしたまちづくりを推進するものとする。

市は、コンパクトなまちづくりを推進するため公共施設の整備を図るよう努めるものとする。

市は、教育の場を通じ、誰もが住みたいと思うまちづくりを行うよう努めるものとする。

市は、教育の場を通じまちづくりへの関心を高めるよう努めるものとする。

市は、地域と連携しまちづくりに関する人材育成に努めるものとする。

市は、まちづくりに関する職員の人材育成を促進するものとする。

市は、木更津の魅力を広く伝達するよう努めるものとする。

市は、市民に解り易い方法で、まちづくりについて積極的に情報提供を行うものとする。

市は、市民が行うまちづくり活動を積極的に公表するものとする。

市は、まちづくりに関する基準等を作成し、積極的に規制及び誘導をするよう努めるものとする。

市は、国、県等他の自治体と連携しまちづくりを推進するものとする。

#### (2) 事業者の役割

事業者は、木更津の情報発信に努めるものとする。

事業者は、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

事業者は、市の掲げるまちづくりに協力するよう努めるものとする。

事業者は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

事業者は、地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

### (3) NPO団体等の役割

NPO団体等は、地域の資源を活かし市民等との交流を促進するよう努めるものとする。

NPO団体等は、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

ボランティア団体は、ホスピタリティの向上のため、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

### (4) 市民等の役割

市民等は、まちづくりに積極的に参加するものとする。

市民等は、コミュニティの維持に努めるものとする。

### (5) 連携

市民、事業者、NPO団体等及び市は、連携し効率的なまちづくりを行うよう努めるものとする。

市民、事業者、NPO団体等及び市は、連携し効率的な公共施設の運営に努めるものとする。

市民、事業者、NPO団体等及び市は、協働のまちづくりに関する情報を共有するものとする。

市民、事業者及び市は、HP及びその他の媒体等を活用し、まちづくりに関する情報提供を行うものとする。

市民、事業者及び市が相互に連携するとともに、国、県等他の自治体とも連携しまちづくりを進めていくものとする。



## 4 条例の構成

### (1) 前文・目的・基本理念

これまで皆さんに伺ってきた木更津市の期待する将来像やまちの姿から、キーワードを抽出し「1 まちの将来像」にまとめました。

これらのキーワードを基に、本条例の制定の経緯や目的、まちづくりの基本理念を検討し条例で定めます。

### (2) 用語の定義

本条例の中で用いられる用語で、一般的に用いられていない又は一般的な解釈をされていない用語の意味を定めます。

なお、「2 用語について」では、これまでの話し合いの中で出てきた言葉を例に記述しています。

### (3) 市民・事業者・NPO等・市の役割

協働のまちづくりを推進するため、これまで皆さんに話し合っていたいただいた市民や事業者、行政等の役割を「3 まちづくりの主体（市民・事業者・NPO団体等・市）のそれぞれの役割」にまとめました。これらの役割をそれぞれの主体ごとに整理、検討し条例で定めます。

### (4) 協働の推進等

これからのまちづくりを行っていくうえで、協働のまちづくりの推進や市民が行うまちづくり活動支援の推進等について整理、検討し条例で定めます。

### (5) その他

本条例の施行に必要な事項を規則で規定することや、施行期日等について定めます。